

新型コロナウイルス関連情報（ハンガリー政府による外出制限措置の発表）

27日、ハンガリー政府は新型コロナウイルスに対する追加対策措置に関する政令を発表しました。内容は以下のとおりです。

1

(1) 全ての者は、同一世帯に居住する者を除き、他人との社会的接触を最小限にし、対人間隔を可能な限り1.5メートル保たなければならない。

(2) 公共交通機関を利用する際にも、上記1(1)は適用されなければならない。

2 接客を行う店舗に、滞留することを、従業員を除いて禁止する。食べ物の持ち帰り販売及びデリバリーはその例外とする。

3 居住地、滞在地及び個人の家を出る際には、この政令で定める詳細な理由（以下4）に基づいて外出ができる。

4

(1) 上記3の詳細な理由は次のとおり。

ア 就業、職業上の義務、経済・農業・林業活動及びこれらを行うに必要不可欠な物資及び道具の販売店（特に、工具、建材、建設用具販売店）での買い物

イ 日中の少人数グループでの子どもの監護を理由とする付き添い

ウ 治療及び医療サービスの利用。心身の健康維持のための医療サービスも含む（特に、心理療法、理学療法及び治療体操）

エ 個人の自由時間でのスポーツ活動、自由時間での徒歩移動（以下5に従う）

オ 近親者での婚姻及び葬儀

カ 日常消耗品を販売する食料品店での買い物

キ 日常消耗品を販売するその他の店舗（ドラッグストア製品、家庭用洗剤、化学製品及び衛生用紙製品を販売する店舗）での買い物

ク 農業製品店での買い物。肥料の販売店及び屠殺所を含む

ケ 市場での買い物

コ 医薬品及びメディカルケア製品を販売する店舗での買い物

サ 燃料補給所の利用

シ タバコ屋での買い物

ス 理髪店、マニキュアサービスの利用

セ 配送、清掃及び衛生サービスの利用

ソ 自動車・自転車サービス及び農業・林業機械の修理サービスの利用

タ ゴミ収集関連サービスの利用

チ 極めて必要な場合には、人との対面業務、即ち、役所、銀行、金融、保険及び郵便サービスの利用

ツ 動物の飼育、ペットの公共の場での散歩、動物診療所及び動物病院の利用

テ 親としての権利及び義務

ト 宗教的活動

(2) 加えて、上記1を遵守しつつ、自ら生活することができない者及び助けが必要な者(子ども、お年寄り及び患者)の支援も理由となる。

5 個人の自由時間でのスポーツ活動、自由時間での徒歩移動は、屋外並びに中庭で、可能な限り緑地帯において、一人もしくは同居している家族と行うことができる。この際、他人と1.5メートル以上の距離を取らなければならない。

6

(1) 自身及び家族のために、65歳以上の者は、午前9時から午前12時までの間、食料品店、ドラッグストア、市場及び薬局で買い物を行うことができる。

(2) 午前9時から午前12時から、食料品店、ドラッグストア、市場及び薬局には従業員を除き(1)で定める者のみが滞留することができる。

7 上記1と2の制限及び上記6の規定の遵守は、その事業主が責任をもつ。

8

(1) 本政令の遵守は警察が監視を行う。軍及び治安警護を行う機関についても、動員することができる。

(2) 本政令の遵守がなされない場合、警察は法律に基づいた措置及び強制手段をその必要性と程度に応じ行使することができる。

9 違反があった場合には、5000フォリントから最大50万フォリントの罰金が科される。

10

(1) 本政令は2020年3月28日に発効する。

(2) 本政令は2020年4月11日をもって失効する。

【参考】新型コロナウイルス

・厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 内閣官房ホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ハンガリー政府ホームページ：<https://koronavirus.gov.hu/>
- WHOホームページ：

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>

- 欧州委員会ホームページ：https://ec.europa.eu/health/coronavirus_en